

関東地区公立中学校修学旅行委員会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条

本会は関東地区公立中学校修学旅行委員会（略称、関修委）と称する。

(会の構成)

第2条

本会は、関東5県(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉)の公立中学校修学旅行委員会（部）委員と公益財団法人全国修学旅行研究協会をもって構成する。

(事務局)

第3条

本会の事務局を公益財団法人全国修学旅行研究協会（略称、全修協）内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条

本会は、関東地区の公立中学校が行う修学旅行に関して、その教育効果の向上を図り、かつ安全快適に行われるために、輸送の円滑、宿泊の改善などに寄与するとともに、修学旅行の理論と実践について研究することを目的とする。

(事業)

第5条

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 修学旅行（団体）列車並びに関連列車の運用についての連絡調整に関すること。
2. 関係機関と協力して総合的、計画的に輸送の合理化を図ること。
3. 関係機関、諸団体との折衝に関すること。
4. 修学旅行地、輸送機関、宿泊施設、医療機関その他修学旅行の実態等の調査研究に関すること。
5. 修学旅行についての研究会、講演会、視察見学会の開催に関すること。
6. 修学旅行用教材・教具等の資料研究に関すること。
7. その他本会の目的達成に必要な事業。

第3章 役員、運営委員並びに事務局員

(役員)

第6条

本会には、次の役員を置く。

会長1名、副会長4名、運営委員長1名、運営副委員長1名、運営委員10名
事務局は、役員の職務を補佐する。

(運営委員)

第7条

本会に、12名（各県2名、政令市のある県は3名選出）の各県中学校長会から選出された運営委員を置く。

(役員を選出)

第8条

1. 会長は各県持ちまわりによる会長選出県（幹事県）の中学校長会長とする。
2. 副会長は会長選出県（幹事県）を除く県の中学校長会長とする。
3. 運営委員長は会長選出県（幹事県）の運営委員とする。

4. 運営副委員長は次期会長選出県（次期幹事県）の運営委員とする。

（役員職務）

第9条

1. 会長は本会の会務を統括し本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 運営委員長は本会の活動に関する実務をつかさどる。
4. 運営副委員長は運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（役員任期）

第10条

役員任期は1年とし、再任を妨げない。但し、補充により就任した場合は前任者の残り期間とする。役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

（事務局員の配置）

第11条

本会の事務をつかさどるため、全修協は関係委担当の事務局長ほか必要な職員を置く。

第4章 会 議

（総会）

第12条

会長は年度の初めに総会を招集し、会の重要事項について審議決定する。

1. 総会の構成員は、役員、運営委員及び事務局員（顧問、参与を含む）とする。
2. 会長は必要あるときは臨時に総会を召集することができる。
3. 総会の議長は会長が務める。
4. 総会には代理者の出席を認めるものとする。
5. 総会での決議は、役員及び運営委員のうち6名以上が出席し、その過半数をもって行う。
なお、欠席予定の役員及び運営委員から審議について事前に委任の意思表示があった場合は、前項の定足数に加えるものとする。

（運営協議会）

第13条

会長は本会の運営を円滑ならしめるため運営協議会を設けて会務の進行を図り、総会に準ずる意思決定機関に位置付ける。

1. 運営協議会は役員、運営委員及び事務局員（顧問、参与を含む）で構成し、必要に応じて会長が召集する。
2. 運営協議会の議長は運営委員長が務める。
3. 運営協議会には代理者の出席を認めるものとする。
4. 運営協議会での決議は、役員及び運営委員のうち6名以上が出席し、その過半数をもって行う。
なお、欠席予定の役員及び運営委員から審議について事前に委任の意思表示があった場合は、前項の定足数に加えるものとする。
5. 運営協議会での協議及び審議により決定できない重要事項については、会長の判断をもって総会の審議に諮るものとする。

（役員代表者会）

第14条

会長は本会の運営を円滑ならしめるため役員代表者会を設け、運営協議会に先立ち事前の協議等を行うものとする。

1. 役員代表者会は役員と運営委員で構成するが、各県1名（政令市のある県は2名）が出席して協議を行うものとする。なお、事務局員が同席する。
2. 役員代表者会は必要に応じて会長が召集する。
3. 役員代表者会には代理者の出席を認めるものとする。

（専門委員会等）

第15条

会長は、会の運営に必要と認める場合、専門委員会等を設けることができる。
その構成については会長が決定するものとする。

第5章 会計

(経費)

第16条

本会の経費は、次の費用をもってこれに当てる。

1. 活動助成金
2. その他の収入

(会計年度)

第17条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(会計規定)

第18条

本会の円滑な会計を行うため、会計規定を別途定める。

第6章 会則の改正

(改正)

第19条

この会則は総会の決議によって改正することができる。

第7章 補則

(細則)

第20条

本会に必要な細則は、会長が総会の承認を得て定める。

(施行)

第21条

この会則は昭和50年4月1日から実施する。

平成3年9月4日改正(平成3年度第3回研究協議会)

平成14年6月7日改正(平成14年度総会)

平成20年6月5日改正(平成20年度総会)

平成24年6月5日改正(平成24年度総会)

2023(令和5)年2月28日改正(臨時総会)

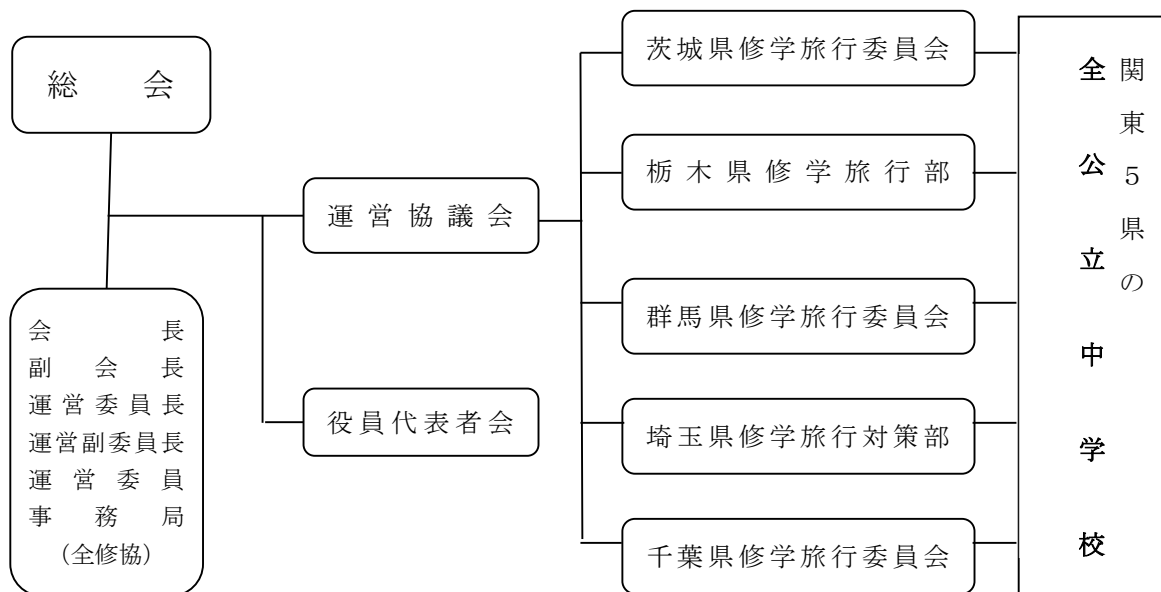
【会則付属文書】 関修委結成の経緯と全修協(昭和51年6月11日)

- 昭和34年4月、東京地区修学旅行専用電車「ひので号」が誕生し、関東地区にも専用電車設定の気運が生じた。
- 昭和35年以来、全修協と関東各県の中学校長代表や教育委員会は、関係方面に対して専用電車新設運動を継続推進した。
- 関係者の根強い運動と全修協の山本理事長の尽力によって、『ひので号』に4両を連結して運行することが決定された。
- ここにおいて、昭和38年6月4日各県中学校長代表と全修協により『関東地区中学校修学旅行連絡協議会』(関修委の前身)を結成した。
4両の特別電車建造に要する国鉄利用債1億320万円は全修協が引き受けた。
- 連結4両は昭和39年4月から運行が始まり、翌40年12月には、単独編成12両の『わかさ号』が新設されて昭和47年6月まで運行された。
- この間東海道新幹線の開通に伴い、昭和46年3月16日から新幹線修学旅行専用電車が運行され現在に至っている。

以上のように、関修委と全修協は、長い伝統のきずなによって不即不離の関係をもって、修学旅行の改善向上のための諸活動を推進している。

関東地区公立中学校修学旅行委員会（関修委）の組織及び役員構成

組 織 図



役員・その他の構成員等

< 関修委役員 >

- | | |
|------|-----------------------|
| 会長 | 1名 (会長選出県の校長会会長) |
| 副会長 | 4名 (各県校長会会長) |
| 運営委員 | 12名 (各県2名、政令市のある県は3名) |
- ※会長選出県の運営委員1名は、運営委員長を務める
 ※次期会長選出県の運営委員1名は、運営副委員長を務める
 ※各県の運営委員が全員欠席とならないよう、必ず代理者の出席をお願いします。

< その他構成員 >

- | | |
|------|---------|
| 地区委員 | 定数なし |
| 顧問 | 全修協理事長 |
| 参与 | 全修協事務局長 |
| 事務局 | 若干名 |

※地区委員等の構成については、各県修学旅行委員会（部）の決定に依ります。